

特記仕様書

I. 一般事項

本工事の施工に際しては、図面、仕様書の他、奈良県の土木請負工事必携、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準により施工するものとする。

II. 工事概要

工事名称 大台ヶ原自然再生施設整備工事 (2工区)

工事場所 奈良県吉野郡上北山村大字小椽字大台ヶ原山

工事期日 契約日翌日 ~ 令和6年10月31日 (予定)

工事規模 防鹿柵延長 581.5m

III. 工程管理等

- (1) 現場施工に関しては、事前に工程表等必要書類、施工計画書を提出のうえ、監督職員等と工程打合せを行いその指示に従うこと。
- (2) 常時、監督職員等と連絡をとり、毎月末の工事進捗状況を報告し、工程管理については十分に注意し施工すること。

IV. 安全管理

- (1) 工事の安全管理については、関係法令、規則（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則等）を遵守し、災害事故の未然防止に努めること。
(ヘルメットの着用、工事看板、立入禁止柵、危険標識等の設置等の基本的な事項については、特に配慮を怠らぬよう注意すること。)
- (2) 資器材等の運搬に際しては、公園利用者の安全な通行の妨げにならないよう十分配慮すること。

V. 特記事項

- (1) 特記すべき地域事項の概況

■自然公園法

吉野熊野国立公園 特別保護地区、西大台利用調整地区

■鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律

国指定大台山系鳥獣保護区、特別保護区域

- (2) 遵守事項

■工事現場の見やすい場所に、工事名・工事期間・事業主体名・工事請負者名・現場責任者名・電話番号を記した小型（景観の支障にならない程度の大きさ）の表示板を設置する。

■工事に係る仮設については次の点に留意するとともに、その施工方法については事前に監督職員等と協議し承諾を受ける。

□作業場敷や資材置場敷が必要な場合は、原則として裸地を利用することとするが、やむを得ず植生等にかかる場合は植物を移植するか、もしくは足場等により植生を保護する。

- 作業通行止めによる迂回路を設ける場合は、短期間・短ルートを原則として、各現場に合わせて植生に影響がでない工法で実施する。
- 原則として、工事現場には休憩小屋を設置しない。
- 廃材処理及び暖をとるためのたき火等は禁止とする。やむを得ず暖をとる必要があるときは、直火以外の方法で周囲の環境に影響を及ぼさないように行う。
- 現場内は禁煙とする。
- 常に、資材及び作業機械・工具の整理整頓に努めるとともに、ゴミの管理は徹底する。
- 利用者の集中する時期における施工については、利用者の動向に配慮し、利用者への支障を最小限とした施工計画のもとに実施する。
- 現場代理人は当該主旨を十分理解したうえで、工事に携わる全ての作業員に指導を徹底する。
- （１）の法令による制限事項等がある場合は、法令の規定の遵守方法について監督職員等に指示を受ける。
- 自然公園法特別保護地区内の指定植物の有無を確認し、生育が認められた場合は、監督職員等と協議し、その保全のために適切な措置を講じる。
- 希少野生動植物の生息が認められた場合には、直ちに監督職員等と協議し、その個体及び生育環境の保全のための適切な措置を講じる。

（３）一般施工

- 本工事の着工にあたり、既設物、地盤高等の確認のため現況測量を行い、その結果を監督職員等に報告する。
- 設計図書に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は、書面をもって通知し、監督職員等と協議（監査職員等の指示により設計部門と直接協議する場合を含む。）のうえ、内容を確定する。
- 施工上の納まり又は取り合い関係で、寸法、取り付け位置等についての軽微な変更及び測量誤差に起因する地盤高等の軽微な変更を行う際は、監督職員等と協議する。協議の結果は、記録し、監督職員等に提出する。なお、これらは、原則として現場処理とする。
- 仕様書及び本図書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担にて処理する。
- 工事範囲内の占用物件等については、埋設状況等を把握し、これに損傷を与えないように十分に注意して施工する。
- 本設計図書に記載のない既設物の解体・撤去の際は、写真撮影を行い形状寸法・数量を監督職員等に報告し承諾を得てから解体・撤去を行う。
- 本工事で生ずる発生材は、形状寸法・数量を監督職員等に報告し監督職員等の指示に従って措置する。
- 既存測量杭がある場合は、工事中必要に応じて引照点をとるなどして大切に扱う。
- 資材置場、仮設事務所の設置に際しては、監督職員等の指示を受ける。
- 周辺の環境及び自然環境等に影響を及ぼすおそれがある場合は、施工時期及び施工時間帯について監督職員等と協議のうえ、設定する。

VI. その他

- （１）本工事は自然再生を目的として第Ⅴの（１）に示した地域で行うため、防鹿柵資材については、環境省が指定した品質・規格を満たすものを使用すること。資材購入の際には、監督職員等と十分に協議を行い、指示を受けること。
- （２）この他、仕様書及び仕様書別添に規定のないことについては監督職員等と協議のうえ決定すること。

1. 週休2日工事の試行について

本工事は、受注者希望型の週休2日試行工事である。

実施については、奈良県環境森林部「週休2日試行工事」実施要領により行うものとする。

(1) 費用の計上

受注者が週休2日を実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合は、現場閉所の状況に応じて、当初計上している4週8休以上相当の補正係数を別表に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。

【別表】

■補正係数

	＜当初計上＞ 現場閉所率28.5%以上 (4週8休以上相当)	現場閉所率25%以上、 28.5%未満 (4週7休以上8休未満 相当)	現場閉所率21.4%以上、 25%未満 (4週6休以上7休未満 相当)	現場閉所率 21.4%未満 (4週6休未満 相当)
労務費	1.05	1.03	1.01	1.00
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	1.00
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.06	1.04	1.03	1.00

※労務費に関し、労務費分が明らかになっていない市場単価等については補正の対象としない。

※発注者は、現場閉所の状況に応じて、当初計上している4週8休相当の補正係数を上表に掲げる補正係数に変更する。

(2) 工事成績評定

発注者は週休2日試行の対象工事において、受注者が週休2日の実施を選択し、4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定において評価するものとする。なお、週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績評定における減点は行わない。

(3) アンケート調査及びヒアリングの実施

受注者は、発注者が週休2日試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完了検査日までにアンケートの回答を監督職員に提出するものとする。

2. 現場環境改善（快適トイレの試行設置）について

本工事は、建設工事現場における「快適トイレ」導入試行の対象工事である。

実施については、『建設現場における「快適トイレ」導入試行要領』により行うものとする。

(1) 内容

受注者は、施工現場付近に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

【快適トイレ標準仕様】

- ①洋式便座
- ②水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
[必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること]
- ④容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
[二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの]
- ⑤照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）
- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

【推奨仕様】

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台（フィッティングボード等）
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

(2) 設置に要する費用

快適トイレの設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの導入の希望の有無について、工事着手前に工事打合簿（別紙 1）により発注者と協議する。また、受注者は、快適トイレの導入を希望する場合は上記「1. 内容」を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限 51,000 円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ計 2 基/工事までとする。ただし、男女別一体型の場合は、男女別の入口となっている場合に限りこれを 2 基とみなすものとする。

また、運搬・設置・撤去費用、点検費用、汚物処理費、水道使用料については共

通仮設費率計上分に含むものとし、2基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

(3) 実績の確認

受注者は、快適トイレを設置した場合、「快適トイレ設置報告書」（別紙2）と快適トイレ設置に要した費用（基本料金（整備費）及び1ヶ月料金）の見積書を監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、施工中においては設置した快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督職員に提出しなければならない。

(4) その他

快適トイレの流通の関係上、仕様に沿ったトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

3. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- (2) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、監督職員に試行の実施希望を伝え、施工計画書に本工事は工事期間中における気温の計測方法及び計測箇所を明示すること。
- (3) 本試行の実施については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」（以下、「要領」という。）により行うものとする。
- (4) 受注者は、要領別紙2を参考に工事打合せ簿により計測結果および熱中症対策状況の報告を行う。報告時には計測結果および対策状況の資料を添付すること。
- (5) 本試行を適用し、熱中症対策を実施した場合は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算したうえで、設計変更を行う。

4. 工事情報共有システムの利用

本工事で、ASP方式の工事情報共有システムの利用を希望する場合は、工事情報共有システム利用に係る協議書を監督職員に提出し、利用の同意を得ることとする。

- (1) 工事情報共有システムにより共有する工事書類は、「工事履行報告書」、「工事打合せ簿」、「材料確認書」、「段階確認諸」及び「確認・立会依頼書」とする。
- (2) 使用するシステムは、監督職員と協議の上、下記システム事業者の中から受注者が選択する。
(株)アイサス、(株)建設システム、(株)建設総合サービス、(株)現場サポート、川田テクノシステム(株)、日本電気(株)、(株)ビーイング
※上記7社は、奈良県の提出書類様式に対応しているシステム事業者である。
- (3) システム利用に係る一切の費用は共通仮設費率分に含まれており、システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。
- (4) 工事完成までに、工事情報共有システム利用に関するアンケートを提出することとする。

5. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は、『環境森林部 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

【試行内容】

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声スマートフォン向けの TV 電話や Web 会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② 受注者は、監督職員から遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」と「立会」を受けた場合（図 2-1 ※1）、報告書をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

（2）機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用している Web 会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

（3）効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（4）費用

【受注者希望型の場合】

本試行工事を実施するにあたり必要とする費用については、技術管理費に含むものとする。

【発注者指定型の場合】

試行にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。